

議員提出第6号議案

中小企業金融円滑化法の実効性を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成22年3月24日

提出者

|         |      |      |
|---------|------|------|
| 足立区議会議員 | うすい  | 浩一   |
| 同       | 吉岡   | 茂    |
| 同       | 馬場   | 信男   |
| 同       | くじらい | 光治   |
| 同       | 秋山   | ひでとし |
| 同       | たきがみ | 明    |
| 同       | 前野   | 和男   |
| 同       | 鈴木   | けんいち |
| 同       | ぬかが  | 和子   |
| 同       | たがた  | 直昭   |
| 同       | 渡辺   | ひであき |
| 同       | 工藤   | 哲也   |
| 同       | ほっち  | 易隆   |

足立区議会議長 鴨下稔様

(提案理由)

政府に対し、中小企業金融円滑化法がより実効性あるものとなるよう求めるため、本案を提出する。

## 中小企業金融円滑化法の実効性を求める意見書

金融機関に中小企業等の金融の円滑化を促す「中小企業金融円滑化法」が平成21年12月4日に施行された。同法は、弾力的な融資、返済緩和などの貸付条件変更、旧債の借換え等、中小企業支援を旨とした適切な措置をとるよう金融機関に努力義務を課している。

しかし、「条件変更対応保証制度」を申請できる企業の資格要件が、既に別の信用保証を受けている企業や、政府系金融機関の日本政策金融公庫・商工中金等から融資を受けている企業は対象外となっている。したがって、本保証制度の対象は、信用保証協会や政府系金融機関から融資を受けていない優良企業に限定されることになり、制度の趣旨から見て対象企業はわずかである。

日本経済新聞社が今年1月22日にまとめた「中小企業経営者調査」によると、「中小企業金融円滑化法」の利用に関し「すでに利用した」という回答は4%、「利用する予定」は2%にとどまり、逆に「利用しない」「利用は難しい」は合わせて83%にも上り、中小企業の円滑な資金繰りを図るには同法は実効性が不十分であることは明らかである。

しかも、厳しい経済情勢により、売上減少に苦しむ中小企業の資金繰りは年度末に向かって一層ひっ迫することが懸念される。

よって、足立区議会は政府に対し、一日も早く同法がより実効性あるものとなるよう、あらゆる手立てを講じることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

内閣総理大臣

金融担当大臣 あ て